

山梨県公報

第七百八十六号

平成十九年

八月二十日

月 曜 日

目次

| | |
|---------------------------|-----|
| 道路の区域変更 | 六〇九 |
| 道路の供用開始(二件) | 六〇九 |
| 公告 | 六〇九 |
| 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 | 六〇九 |
| 公安委員会 | 六〇九 |
| 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 六〇九 |

告示

山梨県告示第三百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年九月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|---|------------------|------------------|--------------|
| 笛吹市大字芦川町中芦川字里道一六二〇番の一地先から 笛吹市大字芦川町中芦川字東原八六八番の一地先まで | 旧 九・〇 二一・〇 | 新 九・〇 二二・二 | 三〇・五 三六・〇 |

山梨県告示第三百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年九月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|-------|--|----------|------------|
| 県道 | 白井甲州線 | 笛吹市大字八代町南字養老子八四五番の三地先から 笛吹市大字八代町南字養老子八三九番の二地先まで | 一五三・〇 | 平成十九年八月二十日 |

山梨県告示第三百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年九月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|-------|---|----------|------------|
| 県道 | 藤笠石和線 | 笛吹市大字八代町南字堀之内八七九番の七地先から 笛吹市大字八代町南字俣之下一〇四九番の一地先まで | 一八〇・〇 | 平成十九年八月二十日 |

公告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定し

た。

平成十九年八月二十日

山梨県知事 横内 正明

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|-------------------|-----------|
| あまの診療所 | 南都留郡忍野村忍草一四〇〇番地三五 | 平成十九年八月一日 |
| あおぞら薬局富士見店 | 甲府市飯田二丁目三番六号 | 平成十九年八月一日 |
| 訪問看護ステーションにんじん上野原 | 上野原市上野原二四二四番地一 | 平成十九年八月一日 |

公安委員会

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年八月二十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 急病人の搬送又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する医師及び保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に規定する助産師が緊急往診に使用中の車両

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する感染症患者の収容活動並びに感染症の予防及びまん延防止活動に使用中の車両

第六条第一項中「駐車禁止及び」を、「法第四十五条第一項に規定する駐車禁止及び法第四十九条の二第二項又は第四項に規定する」に改め、同項第二号から第十号まで

を次のように改める。

- 二 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両
- 三 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察活動のため使用中の車両及び警察活動のため停止を求められている車両
- 四 放置車両の確認及び放置車両確認標章の取付けのため使用中の車両
- 五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）に基づき、電報の配達のため使用中の車両
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に規定する一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた者を含む。）が使用中の車両
- 七 道路の維持管理のため使用中の道路維持作業用自動車
- 八 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の維持管理のため使用中の車両
- 九 公職選挙法に規定する選挙運動に使用中の自動車及び確認団体の政治活動に使用中の自動車
- 十 次に掲げる車両で別記様式第八の駐車禁止除外指定車標章（以下「指定車標章」という。）を掲出しているもの
 - ア 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について緊急修復を要する工事のため使用中の車両
 - イ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
 - ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症患者の収容活動並びに感染症の予防及びまん延防止活動に使用中の車両
 - エ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく臨検検査のため使用中の車両
 - オ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）に基づき、国又は地方公共団体が公害調査のため使用中の車両
 - カ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める執行官が民事執行法（昭和五十四年法律第四号）に基づく強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のため現に使用中の車両
 - キ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）に基づき、電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に設置された無線局及び不法に開設された高周波利用設備の探査のため使用中の車両
 - ク 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に基づき、県知事が指定した捕獲人が犬の捕獲のため使用中の車両

ケ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に基づき、県知事が精神障害者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させるため使用中の車両

コ 専ら郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）に規定する通常郵便物の集配のため使用中の車両

サ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）に基づく自動車検査証に患者輸送車又は車いす移動車として記載されており、かつ、現に歩行に支障がある者の輸送のため使用中の車両

シ 医師法に規定する医師及び保健師助産師看護師法に規定する助産師が緊急往診に使用中の車両

ス 市町村の長と歯科医師会会長との歯科訪問診療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両

十一 次に掲げるアからエまでに該当する者が現に使用中の車両にあつては別記様式第九の駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。以下「身体障害者用標章」という。）を、オに該当する者が現に使用中の車両にあつては別記様式第九の二の駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。以下「紫外線要保護者用標章」という。）を掲出しているもの（オにあつては、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限る。）

ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認めるもの

イ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認めるもの

ウ 山梨県療育手帳交付規則（平成十五年山梨県規則第二十九号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、同規則第五条第二項に定める重度知的障害者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するもの

オ 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成六年十二月一日付け、厚生省児童家庭局長通知第三十三号）に基づき小児慢性特定疾患児手帳の交付

を受けている者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成十七年厚生労働省告示第二十三号）第八表中の色索性乾皮症に限る。）

第六条第一項第十二号から第十五号までを削り、同条第二項中「前項第十号から第十五号まで」を「前項第十号及び第十一号」に改め、「受けようとする者」の下に「第十一号に規定する標章は、山梨県内に住所を有する者に限る。」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種類に応じて、それぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

一 第一項第十号に掲げる車両に係る標章
ア 当該車両に係る自動車検査証

イ 当該車両が第一項第十号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ウ 当該車両に係る用途を疎明する書面
二 第一項第十一号に掲げる車両に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が第一項第十一号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、住民票（三か月以内に交付されたものに限る。）の適用を受けない者である場合にあっては、登録証明書等

第六条に次の一項を加える。
4 公安委員会は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両（第一項第十一号に規定する標章を受けようとする者にあつては、当該標章の交付を受けようとする者）が第一項第十号又は第十一号のいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて指定車標章等を交付するものとする。

第六条の二第一項中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。
第六条の二第二項第二号に後段として次のように加える。

この場合において、前条第一項第十号及び第十一号に掲げる車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した別記様式第九の四の連絡票を除外標章等とともに掲示しなければならない。

第六条の二第一項に次の一号を加える。

五 除外標章等を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人

の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

第六条の二に次の一項を加える。

3 除外標章等の交付を受けた者は次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章(第三号の場合にあつては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

一 除外標章等の有効期限が経過したとき。

二 除外標章等の交付を受けた理由がなくなつたとき。

三 除外標章等の再交付を受けた後において亡失した当該標章を発見し、又は回復したとき。

四 公安委員会から除外標章等の返納を命ぜられたとき。

第六条の三を次のように改める。

(署長の行う駐車許可)

第六条の三 法第四十五条第一項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車、次のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

一 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に支障を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

二 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置車両となる場合にあつては法第四十五条第一項各号に掲げる場所を除く。)であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 五分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつ

ては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね百メートル以内

2 法第四十九条の二第五項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車、次のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

一 申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

二 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。

ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね百メートル以内

3 前二項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第十の駐車許可申請書二通を、駐車場所を管轄する署長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又は写しを添付しなければならない。

一 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)

二 当該申請に係る用務を疎明する書面

三 当該申請に係る車両の自動車検査証

四 当該車両の運転者の自動車運転免許証

5 第一項又は第二項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る

ため必要な条件を付することができる。

6 署長は、駐車を許可した場合は、別記様式第十の駐車許可証を交付するものとする。

7 前項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該許可証を車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

第十条第十七号中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削る。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、公職選挙法の適用を受ける選挙における選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。

第十五条第三項中「別表第一」を「別表第一の二」に改める。

第十五条の二第三項中「別表第一の二」を「別表第一の三」に改める。

第十六条第三項中「別表第一の三」を「別表第一の四」に改める。

別表第一の三を別表第一の四とし、別表第一の二を別表第一の三とし、別表第一を別表第一の二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第1

| 障害の区分 | | 障害の級別 | 重度障害の程度 |
|--------------------------|------|----------------------------------|------------------|
| 視覚障害 | | 1級から3級までの各級及び4級の1 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 聴覚障害 | | 2級及び3級 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 平衡機能障害 | | 3級 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 上肢不自由 | | 1級、2級の1及び2級の2 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 下肢不自由 | | 1級、2級及び3級の1 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 体幹不自由 | | 1級から3級までの各級 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） | / |
| | 移動機能 | 1級、2級及び3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） | |
| 心臓機能障害 | | 1級及び3級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| じん臓機能障害 | | 1級及び3級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 呼吸器機能障害 | | 1級及び3級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | 1級及び3級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 小腸機能障害 | | 1級及び3級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から3級までの各級 | / |

別記様式第八から別記様式第九の三までを次のように改める。

（表）

番号 第 号

発行日 年 月 日

駐車禁止除外指定車

使用中

車両登録番号

号

運転者の連絡先 / 用務先 連絡票のとおり

有効期限

年 月 日まで

山梨県公安委員会

印

（裏）

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した連絡票とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示して下さい。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

備考1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は銀色とし、文字の色彩は黒色とする。

（表）

駐車禁止除外指定車

番号 第 号

発行日 年 月 日

歩行困難者使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先 / 用務先 連絡票のとおり

有効期限

年 月 日まで

山梨県公安委員会

印

（裏）

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した連絡票とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示して下さい。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

備考 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は銀色とし、文字の色彩は黒色とする。

（表）

駐車禁止除外指定車

番号 第 号

発行日 年 月 日

歩行困難者使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両
（昼間(日の出から日没まで)に限る。)

運転者の連絡先 / 用務先 連絡票のとおり

有効期限

年 月 日まで

山梨県公安委員会

印

（裏）

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が現に使用中の場合以外では使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した連絡票とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示して下さい。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

備考1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は銀色とし、文字の色彩は黒色とする。

別記様式第9の3 (第6条関係)

駐 車 禁 止 除 外 申 請 書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住所
申請者 氏名 印
電話

| | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|-------------------|---------------|
| 事業所等名称・所在地 | | | |
| 責任者 (担当者) | 氏名 | 電話 | |
| 車両の種別 (○で囲む) 登 録 番 号 | 1 普乗 | 2 普貨 | 3 軽四乗 登録番号 |
| | | 4 軽四貨 号 (| 5 その他 年式) |
| 除外指定を必要とする理由 | | | |
| 第6条第1項第11号に係る申請関係 (○で囲む) | 1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 | | |
| | 4 精神障害者保健福祉手帳 5 小児慢性特定疾患児手帳 | | |
| | 障害の区分 | | |
| | 障害の級別 | | |
| 申請種別 (○で囲む) | 1 新規 | 2 更新 (年 月 日まで有効) | 3 車変 |

別記様式第九の三の次に次の様式を加える。

連絡票

（運転者の連絡先／用務先）

他の交通の妨害になる等、早急に車を移動する必要がある場合に運転者に直ちに連絡が取れるように分かりやすく記載してください。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列5番以上とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山梨県道路交通法施行細則(以下「旧細則」という。)(第六条第一項第十号から第十五号までの規定により交付を受けている指定車標章等は、この規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則(以下「新細則」という。)(第六条第一項第十号及び第十一号の規定により交付を受けた指定車標章等とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧細則第六条第一項第十三号の規定による別記様式第九の標章の交付を受けている者及び当該標章の交付を受けたことがある者(新細則の適用を受ける者を除く。)は、この規則の施行の日から三年間、新細則第六条第一項第十一号アに規定する者とみなす。